

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究

経済産業省告示第761号 平成13年12月28日

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)別表第六号の規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究を次のように定め、平成14年4月1日から施行する。

なお、平成12年通商産業省告示第747号(輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定に基づく化学に関する研究及び宇宙に関する研究を定める件)は、平成14年3月31日限り、廃止する。

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究は次のとおりとする。

- 一 経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造とは、化学物質の開発又は製造であって、次のいずれにも該当しないことが明らかなものをいう。
 - 1 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の3の項(1)の中欄に掲げる貨物又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)別表に掲げる物質の開発又は製造
 - 2 農薬(殺菌剤を含む。)、肥料又は殺虫剤の開発又は製造
- 二 経済産業大臣が告示で定める宇宙に関する研究とは、宇宙に関する研究であって、専ら天文学に関するものであることが明らかなものをいう。